収 入

印 紙

選挙運動用自動車運転契約書

　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間

　令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日まで　　日間

　原則として毎日　　時　　分から　　時　　分まで

２　契約金額　　　　　　　円（税込）　（１日につき　　　　　　　円）

３　運転する自動車の車種及び登録番号

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、寒川町議会議員及び寒川町長

選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき寒川町に請求するも

のとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、寒川町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、

　不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規

　定に該当した場合は、乙は寒川町に請求ができない。

令和　　年　　月　　日

　甲　　　　　　　　　　　　　　　選挙候補者

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　乙

　　　住　　所

　　　電話番号

　　　名　　称

　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞